

区分 資格	無線局の無線設備	通信操作			技術操作			
		国内通信	国際通信		250W以下	125W以下	外部の転換装置(注1)	多重設備
			電気通信業務の通信	電気通信業務の通信を除く通信				
第三級総合無線通信士	① 漁船(注2)に施設する無線設備(無線電話、レーダーを除く。)	●(注3)		●	●			×
	② ①以外の操作で、船舶に施設する無線設備(船舶地球局及び航空局のもの、レーダーを除く。)	●(注4)			●			×
	③ 漁業用海岸局の無線設備(レーダーを除く。)	●(注3)				●		×
	④ 漁業海岸局以外の海岸局の無線設備(レーダーを除く。)	●(注4)				●		×
	⑤ 陸上に開設する無線局(海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局を除く。)の無線設備(レーダーを除く。)	●				●		×
	⑥ 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備						●	×
	⑦ レーダー						●	×
	⑧ 陸上の無線局(注5)の無線設備(レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。)で次のもの － 50W以下の無線設備で25,010kHz～960MHzまでの周波数の電波を使用するもの						●	
	⑨ 陸上の無線局(注5)の無線設備(レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。)で次のもの － 100W以下の無線設備で1,215MHz以上の周波数の電波を使用するもの						●	

注1 電波の質に影響を及ぼさないものに限る。

(R02.03.31)

2 海上における人命の安全のための国際条約の第4章(無線通信)の適用になる船舶を除く。

3 モールス符号による通信操作を含む。

4 モールス符号による通信操作を除く。

5 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。